

回覧

小豆島区民のみなさんへ

代表 児嶋智月

協力: 地域包括支援センター  
社会福祉協議会  
小豆島自治会

# 『みかんカフェ』

4月28日(火曜日)  
午後2時から



開催場所:小豆島集会場

会費:100円/回 飲み物、お菓子、保険代等に充当

みんなでお茶を飲みながら

『楽しいゲーム』で遊びましょう



沢山の参加をお願いします

# 令和8年度 有田市住宅リフォーム工事費補助事業

回覧

有田市では、市民の皆様が安心して住み続けられる住まいづくりの一環として、市内工事業者を活用しリフォーム工事をされる方に対し、その経費の一部を補助する制度を実施します。

## 最大20万円の補助が受けられます! (75名程度)

補助対象工事費(消費税を除く)の20%【上限20万円】

※「補助金交付申請書類」がない場合、受付できませんのでご注意ください。

申請受付日時：6月7日(日) 午前10時(受付番号のくじ引き)

申請受付場所：有田市消防本部 5階 多目的会議室

重要

申請受付の初日のみ、午前10時に受付場所において受付番号のくじ引きを行います。

午前10時までに、ご入室されない場合は、くじ引き後の最後尾となりますので、ご注意ください。

※ 午前10時以降の抽選後の最後尾へのご入室は、午前11時までとさせていただきます。

午前10時までに  
受付場所へ入室

入室順に  
着席

着席順に  
くじ引き実施

くじ番号順に  
再着席

くじ番号順に  
申請受付

予算額に達した  
時点で受付終了

- 令和7年度までに有田市木造住宅耐震診断を受けられた方で、令和8年度に住宅耐震改修事業を実施される方は、本補助金制度を優先して受け付けます。(最大5件、受付期間：4月13日(月)～5月29日(金))
- 過去に本補助制度を受けてリフォーム工事を行った住宅は補助対象外です。(判明した場合は、補助金を取り消します。)
- 申請書のみ提出など明らかに書類に不備がある場合や、工事業者による申請は受け付けません。
- 受付当日に提出していただく申請書類につきましては、事前の確認もさせていただきます。  
お気軽にお問い合わせください。
- 本補助制度は、予算額に達した時点で受け付けは終了となりますので、ご了承ください。  
(受付初日で終了する場合があります。最後の申請者は、予算の範囲内での補助金額となります。)  
(終了次第、ホームページに掲載いたします。)
- 予算に残額があれば、6月8日(月)以降【土日祝除く】午前8時30分から午後5時15分まで、有田市役所庁舎3階 都市整備課 公共建築係 で受け付けいたします。※交付申請書提出順です。

### ◇補助対象者◇

次に掲げる条件を全て満たす方が申請できます。

- 市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- 持ち家住宅の場合、所有者もしくはその親族。
- 借家等の場合、賃借を受けている方もしくはその親族。
- ご家族を含め、暴力団員等でない方。  
※ ここでの「親族」とは、配偶者並びに一親等内の血族及び姻族とします。  
※ 所有者本人以外の方の申請は、所有者の同意が必要です。

### ◇補助対象工事◇

次に掲げる全てを満たす工事

- 市内に事務所などがある法人や、市内に住所を有する個人事業者において、1年以上継続して営んでいる施工業者と契約し、工事を実施すること。
- 補助対象となる工事費(消費税を除く)が10万円以上であること。
- 補助金の交付決定後に契約、着工し、令和9年2月26日までに工事完了報告書の提出ができる工事であること。  
※市が実施する「高齢者居宅改修補助事業」「住宅耐震改修事業」など他の補助制度利用の場合は、その対象額を補助対象工事費から除きます。

### ◇補助率・補助限度額◇

- 補助対象工事に要した費用(消費税を除く)の20%に相当する額で上限は20万円です。  
(千円未満の端数は切捨てとします。)

### ◇補助対象住宅◇

- 市内の住宅  
店舗等併用住宅の場合は、住宅部分のみ対象。
- 市内マンション、集合住宅、借家  
マンション、集合住宅は専有部分とし、所有者の同意が必要です。
- 継続的に居住する住宅

### ◇その他◇

- 補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合は、補助対象となりません。
- 補助金の交付申請は、一戸の住宅につき1回限りです。

◇申請等に必要書類◇

補助金交付申請

●補助金交付申請書【様式第1号】

《添付書類》

- 1 住宅の位置図
- 2 リフォーム工事の見積書の写し(内訳明細付き)
- 3 リフォーム工事着工前の現況を明らかにする写真
- 4 リフォーム工事の内容を明らかにする図面(対象箇所を明示)
- 5 施工業者を確認できる書類【施工業者要件証明書】
- 6 申請者と住宅の所有者が異なる場合または共有の場合は同意書
- 7 評価証明及び戸籍の請求並びに市税の滞納調査に係る同意書
- 8 債権者登録申請書(既に登録のある方は不要です。)
- 9 暴力団排除誓約書
- 10 その他市長が必要と認めるもの

事業完了報告

●補助事業完了報告書【様式第5号】

《添付書類》

- 1 工事契約書又は請け書の写し
- 2 工事代金請求明細書及び領収書の写し
- 3 工事写真(施工中・完成後)
- 4 その他市長が必要と認めるもの

◇重複補助ができない他の補助制度等◇

下記の補助制度等を利用する方は、補助対象工事費からその金額を除きます。

- ① 有田市高齢者居宅改修補助事業 (介護保険係)
- ② 有田市住宅耐震改修事業 (公共建築係)
- ③ 有田市移住推進空き家活用補助事業 (まちづくり係)
- ④ 有田市援農者宿舎改修費補助事業 (みかん農政係)
- ⑤ その他(雪害などによる損害保険等による補償など)

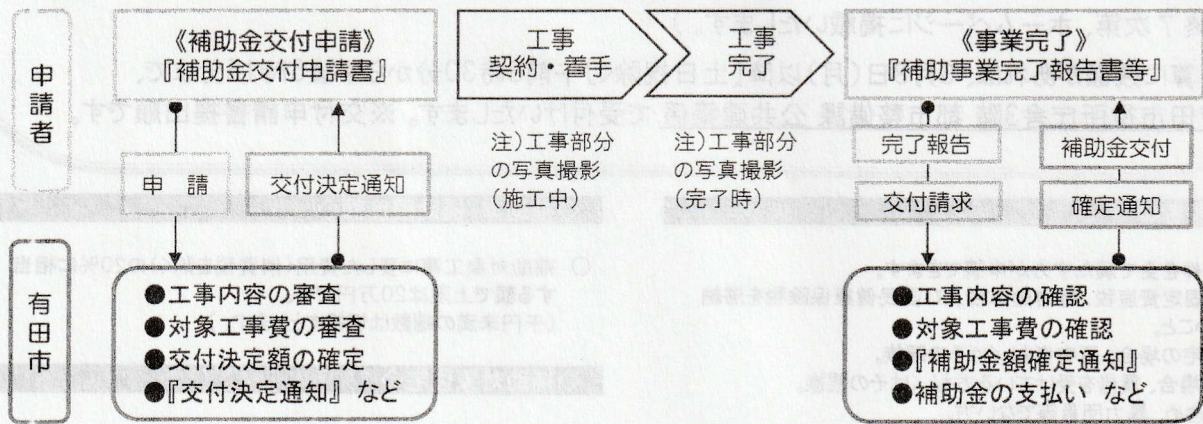
◇補助対象工事等の一例◇

凡例) ○:補助対象 ×:補助対象外 △:条件により補助対象

対象	リフォーム等の内容
○	瓦の修理、屋根の葺替、屋根塗装、防水、雨どい修理
○	外壁材張り替え、タイル、外壁塗装、左官、大工工事
○	床張替え、壁クロス貼替え、手すり、段差解消
○	システムキッチン、風呂、洋式便器、ウォシュレット、洗面化粧台、エコキュートなどの設置工事
○	天井、壁、床の断熱、防音工事
○	サッシ、ドア、窓ガラスなどの設置工事
○	間取り変更工事
○	襖、障子の張替え、畳の表替え・取替え工事
○	造り付け家具の新設、補修
○	住宅リフォームに伴う電気設備工事 照明器具、コンセントやスイッチ取付け、配線工事など
○	住宅リフォームに伴う機械設備工事 配管工事、換気扇、給湯設備機器の設置など
×	新築、増築、改築、解体工事
×	住居部分以外の工事 店舗、事務所、車庫、物置、ウッドデッキ、カーポートなど
×	外構工事 門扉、フェンス、塀、テラス、擁壁、舗装、屋外給排水工事など
×	耐震改修工事 有田市住宅耐震改修等事業をご活用下さい。
×	合併浄化槽工事 有田市合併浄化槽設置整備事業補助金をご活用下さい。
×	造園工事、植栽、剪定、花壇、芝張り工事など
×	家電製品購入及び備品 冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、AV機器、その他移動可能な電化製品、カーテン、ブラインド、家具、食器棚など
×	リフォーム以外の工事など シロアリ駆除、防蟻処理、インターネットなどの配線工事 アンテナ、ハウスクリーニング、排水管清掃、下水道への接続工事、太陽光発電システム、図面・書類作成費など
△	その他 (個別審査による)

※上記の工事は一例です。詳しくはお問い合わせください。

◇補助事業申請の流れ◇



★補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合、補助対象外となりますのでご注意ください。補助金申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について審査することがあります。

<申込先・お問合せ先>

有田市役所 建設部 都市整備課 公共建築係(有田市役所3階)

住 所 : 有田市箕島50番地

電話番号 : 0737-22-3619(直通)

「申請書」のダウンロードや詳細情報は、有田市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001033.html>

「申請書」は、市役所3階都市整備課でも配布しています。



## 有田市ブロック塀等撤去補助事業のご案内

有田市では、地震等による道路等に面するブロック塀等の倒壊等による被害の軽減及び道路等の寸断を防ぐことを目的とし、ブロック塀等の撤去費用の一部を補助する制度を実施します。

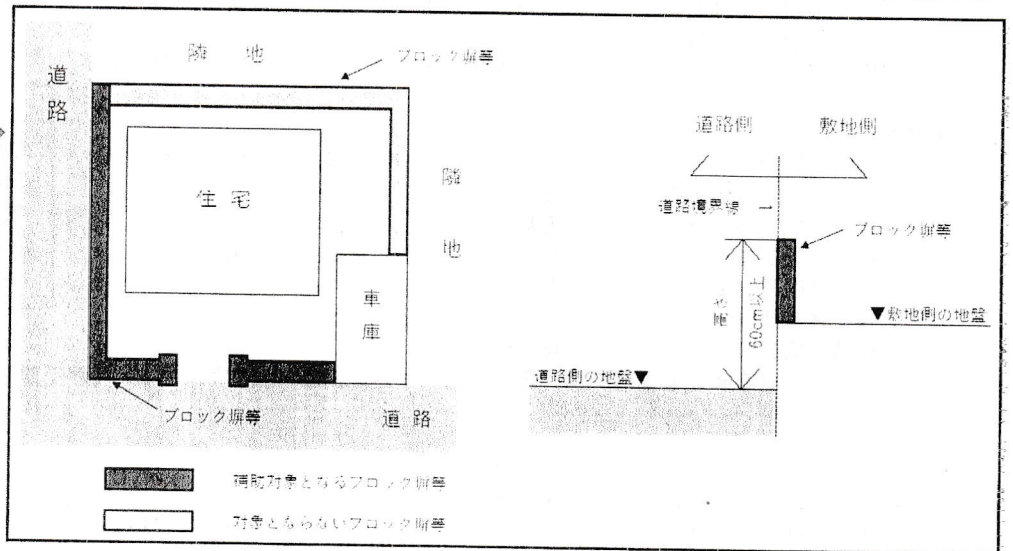
補助対象となるブロック塀等 ▼以下①～③すべてを満たすもの

補助金上限 **30万円**

- ① 有田市内にあるコンクリートブロック造、レンガ造、石造その他組積造による塀及び門柱。
- ② 市担当者による現地調査の結果、危険と判断されたブロック塀等であること。
- ③ 道路等\*に面しており、道路等の地盤面から高さ60センチメートル以上で、延長2メートル以上であること。\*道路等…市民等が避難する際に利用する道路及び道。

たとえば…

まずは現地調査を行いますので、  
下記の間合せ先へ  
ご連絡ください!



### 補助金の額

撤去工事費（基礎の撤去及びその処分並びに整地に係る費用を含む）と市が定める標準工事費\*のいずれか少ない額とし、**上限を30万円**とします。（上限額が拡充されています。）

（\*標準工事費…撤去するブロック塀等の面積1平方メートルにつき14,000円を乗じて得た額）

### 補助対象者

- ① ブロック塀等の所有者又は左記の者より撤去についての同意を得た方。
- ② 市税等の滞納がないこと。
- ③ 暴力団及び暴力団員等でない方。など

**法人所有も対象です。**

**所有者から同意を得た自治会等も申請できます。**

### その他の要件

- ① 対象となるブロック塀等を撤去し、撤去後新たにブロック塀等を設置しないこと。
- ② 有田市内において建設業等を営む個人事業主又は法人との契約により行うこと。  
（注意）補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合は、補助金が交付されません。
- ③ 国、県又は市の公共用地取得に伴う損失補填を受けていないこと。
- ④ 過去に同補助金や空き家の除却にかかる補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。など

### 申請期間等

- ・令和8年4月20日（月曜日）～令和8年12月28日（月曜日）
- ・令和9年2月26日（金曜日）までに工事完了報告書を提出すること。

※補助金交付申請書の受付順となります。

※補助金は予算の範囲内となります。

現地調査依頼や相談は  
随時受け付けております!

補助金の交付に関する手順については裏面をご確認ください。

問合せ先  
有田市役所 建設部  
都市整備課 公共建築係（市役所3階）  
電話 0737-22-3619（直通）



## 補助金交付までの流れ

- ① 現地調査依頼
- ② 現地調査
- ③ 補助金の申請
- ④ 審査
- ⑤ 補助金の決定
- ⑥ 工事契約・着手
- ⑦ 撤去工事完了
- ⑧ 完了報告
- ⑨ 審査・確認
- ⑩ 補助金の確定
- ⑪ 補助金の請求
- ⑫ 補助金の交付

### ① 現地調査依頼

補助金の交付対象かどうかの現地調査が必要となりますので、まずはご連絡もしくはご来庁ください。その際、確認事項の聞き取りをさせていただき、現地調査の日程等を確認させていただきます。

### ② 現地調査

- ・ブロック塀等が補助金の対象となるかを確認させていただきます。(要立合・代理人可)
- ・対象とならない場合は、手続き終了となります。
- ・対象となった場合は、その場で交付申請用紙等をお渡しさせていただきます。

### ③ 補助金の申請

下記の必要書類をそろえていただき、市役所都市整備課までご提出ください。

- ・ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書【様式第1号】
- ・補助対象ブロック塀等が存する敷地の付近見取り図
- ・補助対象ブロック塀等の寸法及び面積を明示した敷地配置図
- ・工事見積書(要内訳の記載)の写し
- ・施工業者要件証明書
- ・補助対象ブロック塀の現況写真
- ・ブロック塀等撤去事業補助金代理受領利用予定届出書【様式第9号】(代理受領を利用しようとする場合)
- ・その他

『代理受領』とは、申請者が受け取る予定の補助金を市から直接施工業者へ交付する制度です。申請者は補助金相当額を除いた工事費用を準備すればよいので支払額の負担が軽減されます。

### ④ 審査

- ・提出いただいた申請書等をもとに審査を行います。
- ・書類不備等や、不適当であると認められた場合には、補助金が交付されません。

### ⑤ 補助金の決定

審査により、適当であると認められた方には、決定通知書を送付します。

### ⑥ 工事契約・着手

- ・決定通知が届いた方は、撤去工事の契約・着手をしてください。
- ・補助金交付決定前に、契約や工事を行っていた場合には、補助金が交付されませんのでご注意ください。

### ⑦ 撤去工事完了

撤去工事完了後、完了報告書提出の準備をお願いいたします。

### ⑧ 工事完了報告(工事完了の日から30日以内にご提出をお願いします)

下記提出書類を工事完了後すみやかにご提出ください。

- ・ブロック塀等撤去事業補助金完了報告書【様式第6号】
- ・撤去工事中及び完了後の写真
- ・工事契約書(契約を締結していない場合は注文書及び請書)
- ・内訳が記載された請求書の写し及び領収書の写し(代理受領を利用する場合は、実施内訳書)
- ・ブロック塀等撤去事業補助金代理受領利用届出書【様式第12号】(代理受領を利用する場合)

気を付けてください!!

### ⑨ 審査・確認

提出いただいた書類等を審査させていただき、現地確認を行います。

### ⑩ 補助金の確定

審査の結果、適当であると認められる方に補助金確定通知書を送付します。

### ⑪ 補助金の請求

- ・補助金の確定通知書が届いた方は、ブロック塀等撤去事業補助金交付請求書【様式8号】を提出してください。
- ・代理受領を利用される方は、ブロック塀等撤去事業補助金代理受領利用委任状【様式13号】により、工事施工者に補助金の請求を委任し、委任を受けた工事施工者が交付請求書【様式8号】を提出してください。

### ⑫ 補助金の交付

請求書の提出から、1ヶ月程度で、指定の口座へお振込みをさせていただきます。

